４月１５日

第３週分

回覧板

各戸配布

河津町　新型コロナウイルス感染症に関する情報

令和２年４月13日
役場　企画調整課　☎34－1924

～町民の皆様へ　緊急メッセージ～

河津町長　岸　重宏

町民の皆様には、新型コロナウイルスの感染拡大防止のご協力をいただきありがとうございます。

残念ながらの4月7日以降、賀茂地区内でも感染者が確認されております。また同日、政府が「緊急事態宣言」を発出しました。これを受けて、町では対策本部を設置し、今後も必要な対策をとって参ります。

町民の皆様におかれましては、次の点に気をつけて感染拡大防止と、正しい情報のもと冷静な行動に努めてくださいますようお願いいたします。

① 緊急事態宣言対象7都府県（東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡）など感染が拡大している地域への不要不急の移動、町外からの帰省や訪問等を極力避けていただくようお願いします。

② 換気の悪い「密閉空間」、多数の人が集まる「密集場所」、間近で会話や 声を出す「密接場面」の「３つの密」の条件が重なる環境を避けてください。

③ 引き続き油断することなく、手洗い、咳エチケットの徹底をお願いします。

※河津町内で感染が確認された場合は、同報無線にてお知らせします。

新型コロナ対策事業者支援・納税等支払猶予について（令和２年４月８日現在）

☑河津町中小企業新型コロナウイルス感染症対策貸付資金利子補給制度

利子補給率は、普通保証、セーフティネット保証5号は 1.4%、セーフティネット保証4号、危機関連保証は 1.3%です。

【お問い合わせ】役場　産業振興課　観光商工振興係　☎34－1946

☑納税が困難な方に対する地方税における猶予制度

新型コロナ感染症に納税者（家族を含む）がり患された場合のほか、関連して財産に相当な損失が生じた場合など、猶予制度が認められる場合があります。（地方税法第 15 条）【お問い合わせ】役場　町民生活課　徴収係　☎34－1928

☑水道料金・温泉料金の支払い期限の延長相談（猶予期間）

水道料金・温泉料金の期限内納付が一時的に困難となった方に対して、これまでと同様に、個人・法人に関わらず個別に相談に応じます。

【お問い合わせ】役場　水道温泉課　業務係　☎34－1954

☑休業や失業で生活資金にお悩みの方々へ一時的な資金の緊急貸付

生活福祉資金貸付制度の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

【お問い合わせ】河津町社会福祉協議会　☎34－1286

新型コロナによる町内施設、行事、イベント等の対応は、随時町のホームページに掲載します。

新型コロナウイルスを防ぐには（日常生活で気をつけること）

☑ 手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

☑ 咳などの症状がある人は、咳エチケットを行ってください。咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、他の人に病気をうつす可能性があります。マスクをしたり、ティッシュやハンカチなどで口や鼻を覆ったりしましょう。

☑ 持病のある人、ご高齢の人は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

発熱等の風邪症状が見られたら

☑ 学校や会社を休んで、外出を控えてください。 ☑ 毎日、体温を測定して記録してください。

マスクについてのお願い

☑ マスクの買い占めはやめましょう。手洗いや人混みを避けることが効果的であるとされています。正しくマスクを使用し、感染拡大防止に貢献しましょう。

クラスター対策

☑ 国内では、散発的に小規模に複数の患者が発生している例がみられます。新型コロナウイルスに対する地域での対策は、クラスターの発生を防ぐことが重要とされています。自身が感染しないためにも「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」に「集団で集まることを避けて」ください。

帰国者・接触者相談センター

帰国者・接触者相談センターへの相談する目安は以下のとおりです。

① 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方
② 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方
○高齢者や基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患など）がある方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方は重症化しやすいため早目に相談してください。

静岡県「帰国者・接触者相談センター」（24時間受付）連絡先

平日 8:30～17:15　0558-24-2052
それ以外の時間（土日祝日含）090-3309-6707

回覧

新型コロナウイルス感染症にかかる行事、イベント、町内施設等の状況

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、4月以降予定されていた主な行事やイベント等、町内施設等の状況は次のとおりです。

（令和2年4月13日17時現在の情報です。今後感染拡大によりさらに変更となる場合があります。）

新型コロナによる町の対応は、随時町のホームページに掲載しています。

役場　企画調整課　☎34－1924

■4月以降のイベント等の中止（延期）

No.	日付	事業名	対応	問い合わせ先
1	5月	町政地区懇談会	延期	企画調整課（☎34-1924）
2	5月31日（日）	町内一斉清掃	中止 （地区単位で実施する清掃については、町民生活課までご連絡ください）	町民生活課（☎34-1932）
3	6月14日（日）	河津寄って軽トラ市	中止	河津町商工会（☎34-0821）

■観光施設

No.	施　設	状　況
1	河津桜観光交流館	1階　売店　時間短縮営業　8時～15時 2階　桜キッチン　4/10～5/10　休業
2	踊り子温泉会館	4/10～5/10　休業
3	河津バガテル公園	4/13～5/10　休園
4	かわづカーネーション見本園	今シーズン閉園
5	峰温泉大噴湯公園	4/16～5/10　休業 足湯　4/10～5/10　中止
6	河津平安の仏像展示館	4/6～4/28　休業
7	伊豆見高入谷高原温泉	施設修繕のため休業中
8	舟戸の番屋	食堂　通常営業 露天風呂・足湯　4/10～4/28 中止
9	河津三郎の足湯処	4/10～5/10　中止
10	さくらの足湯処	4/10～5/10　中止
11	豊泉の足湯処	4/10～5/10　中止

（裏面あり）

■その他施設

No.	施　設	状　況
1	町内各小学校グラウンド・体育館	4/9～5/10　使用禁止
2	河津町 B&G 海洋センター　体育館	4/9～5/10　使用禁止
3	端戸山テニスコート	4/13～5/10　使用禁止
4	町立文化の家　図書館	4/14～5/10　休館
5	町コミュニティセンター	利用自粛（当面の間）
6	保健福祉センター ふれあいホール等会議室	利用自粛（5/10 まで）

回覧

河津町

2020年国勢調査調査員

を募集します！！

国勢調査とは

○日本に住む全ての人口・世帯を対象に５年に１度実施する国の最も重要な統計調査です。外国人の方も対象であり、全ての世帯に回答する義務があります。
○国勢調査は大正９年（1920年）から始まり今年で記念すべき100年目となる歴史ある統計調査です。
○調査期日は10月１日となります。
○調査員の調査任命期間は２ヶ月間（８月31日～10月30日）を予定としています。

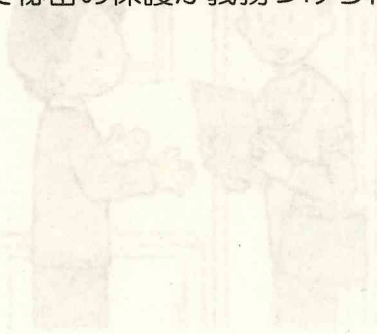
調査員の資格

次のすべての条件にあてはまる方

（１）町内在住または町内で活動可能な２０歳以上７５歳以下（登録申請時）の方で、責任をもって統計調査を遂行できる方
（２）日本国籍を有する方
（３）秘密の保護を遵守できる方
（４）警察及び選挙に直接関係ない方
（５）暴力団員でなく、暴力団や暴力団員と密接な関係がない方

調査員の身分

○調査実施期間中、国や県が任命する非常勤の公務員となり、調査活動中の事故には公務災害補償が適用されるとともに、調査で知りえた内容については法律で秘密の保護が義務づけられています。



調査活動内容（流れ）

○調査への回答の依頼をする対象者は、世帯や事業所で、基本的な流れは次のとおりです。

事務打ち合わせ会（説明会）出席
→ 準備調査（調査エリア内の対象者を把握し地図・名簿作成）
→ 調査票の配布と記入依頼
→ 記入された調査票の回収
→ 集めた調査票の検査・整理
→ 町へ調査票などの関係書類の提出

○調査期間中は、１日のうち数時間（主に日中）を調査活動にあてるなど自分で計画して進めることができる為、定年後の空いた時間や家事のかたわらにできる仕事です。
※訪問先が不在の場合などで、夜間に訪問が必要な場合もあります。

調査員の報酬

○調査の内容、受け持ちの件数等により、報酬が支払われます。報酬額は、１調査概ね３万～５万円程度です。

調査員の募集期間

○令和２年７月１日（水）までとさせていただきます。
(募集人数は約 40 名を予定しております)

調査員登録方法

○まずはお気軽に、河津町役場 企画調整課（下記の問い合わせ先）までご連絡ください。日程調整の上、簡単な面談を行います。
ご承諾をいただいた場合に、統計調査員として国や県へ推薦し、任命されます。



問い合わせ先
〒413－0595
静岡県賀茂郡河津町田中212－2
河津町役場　企画調整課
TEL：0558－34－1924
E-mail：kikaku@town.kawazu.shizuoka.jp

回　覧

令和２年度実施 河津町職員採用試験案内

（大学・短大卒程度）

河津町役場では、下記のとおり職員採用試験を行います。

記

１　試験職種及び採用人員

試　験　職　種	主　な　業　務	採用予定人員
一　般　事　務	一般行政業務	３名
技術職（土木）	土木の技術的業務、一般行政業務 ※任用替等の場合があります。	１名

２　受験資格

○大卒・短大卒程度（専門学校を含む）

一般事務職

平成５年４月２日から平成１３年４月１日までに生まれた者で、大学等を卒業した者又は令和３年３月末までに卒業見込みの者

技術職（土木）

昭和５５年４月２日から平成１３年４月１日までに生まれた者で、大学等の土木工学を修めて卒業した者又は令和３年３月末までに卒業見込みの者

○共通事項

日本国籍を有する者及び地方公務員法第１６条の欠格条項に該当しない者

３　試験申込み

申込書を６月１日(月)までに河津町役場総務課へ提出してください。

（受付期間　５月１１日(月)～６月１日(月)）

試験要項、申込書は河津町役場総務課に用意してあります。

郵便で請求する場合は、１２０円分の切手を添付し、宛先を明記した返信用封筒を必ず同封してください。

※申込書を郵送で提出する場合は、６月１日(月)の消印まで受付けます。

裏面に続く

４　試　験

第１次試験　　令和２年７月１２日（日）　　※試験会場は静岡県下田総合庁舎

受付時間　午前８時４０分～９時００分

試験内容　職場適応性検査、教養試験（Logical Ⅰ）、専門試験（技術職〈土木〉）

第２次試験　　令和２年９月上旬（予定）　　※別途通知します

５　採用予定日

令和３年４月１日

６　給与

「河津町職員の給与に関する条例」の規定を適用します。

７　その他

高校卒程度の職員募集も予定しておりますので７月の回覧でお知らせします。

第１次試験　令和２年９月２０日（日）（予定）※試験会場は静岡県下田総合庁舎

地方公務員法第16条(抜粋)

第 16 条　次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

(4) 略

(5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

問合せ先　河津町役場総務課（総務係）
電話 0558-34-1913　fax　0558-34-0099

回　覧

特定健診・がん検診の延期のお知らせ

例年５月から６月にかけて実施しております特定健診、肺がん・大腸がん検診につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、５月実施予定分は延期とすることとしましたのでお知らせします。町民の皆様のご理解のほどよろしくお願いいたします。また６月実施予定分、延期による追加実施分につきましては、日程が確定した段階で、改めて回覧、個別通知等でお知らせさせていただきます。

問い合わせ先：河津町役場健康福祉課　保険年金係（特定健診）
健康係（がん検診）
ＴＥＬ　０５５８－３４－１９３７

◇◆◇◆◇　各戸１枚ずつお取りください　◇◆◇◆◇

令和２年度 河津バガテル公園町民施設利用券の配付について

令和２年度利用券を配布しますのでご利用ください。本券1枚で河津町民であれば１回に何名様でも無料で入園できます。１年間の入園回数の制限はありません。

フランス広場・ショップ・カフェ・旧レストラン棟は利用券なしでご利用できます。

ローズガーデンに入園するには

1　利用券に申込人（代表の方）が必要事項を記入

2　入園ゲートへ利用券を提出

3　住基カードや免許証等の河津町民であることを確認できるものを提示

- 利用券は、１枚１枚切り離してお使いください。
- 利用券は、年１回各世帯に配付します。
- 利用券は、役場企画調整課と河津バガテル公園にも用意してあります。
- 利用券の有効期間は、令和２年４月１日から令和３年３月31日までです。

（5.6.10.11月、正月三ヶ日を除く木曜日は定休日となります。）

令和２年４月　河津町役場　企画調整課　☎３４－１９２４

河津バガテル公園町民施設利用券

２年度用	利用日	平成　年　月　日

申込人	住　所	河津町　番地	
	氏　名		
利用人数（本人を含む）	大　人（高校生以上）	名	計　名
	子　供（小・中学生）	名	

◎本券の利用には、申込人が河津町民であることを確認できるものの提示が必要。【住基カードや免許証等】

太線内に必要事項をご記入ください

個人情報は厳正かつ厳重に管理します

◆発行元
河津町役場　企画調整課
静岡県賀茂郡河津町田中212-2
☎0558-34-1924

◆お問い合わせ先
㈱河津バガテル公園
静岡県賀茂郡河津町峰1073
☎0558-34-2200

※使用に際しては、裏面の注意事項をお読みください。

◆開園・営業時間

4月28日～11月30日
午前9:30～午後4:30

12月1日～4月27日
午前9:30～午後4:00

※5.6.10.11月、正月三ヶ日を除く木曜日は定休日となります。

河津バガテル公園町民施設利用券

２年度用　利用日　平成　年　月　日

申込人	住　所	河津町　番地	
	氏　名		
利用人数（本人を含む）	大　人（高校生以上）	名	計　名
	子　供（小・中学生）	名	

◎本券の利用には、申込人が河津町民であることを確認できるものの提示が必要。【住基カードや免許証等】

太線内に必要事項をご記入ください

個人情報は厳正かつ厳重に管理します

◆発行元
河津町役場　企画調整課
静岡県賀茂郡河津町田中212-2
☎0558-34-1924

◆お問い合わせ先
㈱河津バガテル公園
静岡県賀茂郡河津町峰1073
☎0558-34-2200

※使用に際しては、裏面の注意事項をお読みください。

◆開園・営業時間

4月28日～11月30日
午前9:30～午後4:30

12月1日～4月27日
午前9:30～午後4:00

※5.6.10.11月、正月三ヶ日を除く木曜日は定休日となります。

河津バガテル公園町民施設利用券

２年度用　利用日　平成　年　月　日

申込人	住　所	河津町　番地	
	氏　名		
利用人数（本人を含む）	大　人（高校生以上）	名	計　名
	子　供（小・中学生）	名	

◎本券の利用には、申込人が河津町民であることを確認できるものの提示が必要。【住基カードや免許証等】

太線内に必要事項をご記入ください

個人情報は厳正かつ厳重に管理します

◆発行元
河津町役場　企画調整課
静岡県賀茂郡河津町田中212-2
☎0558-34-1924

◆お問い合わせ先
㈱河津バガテル公園
静岡県賀茂郡河津町峰1073
☎0558-34-2200

※使用に際しては、裏面の注意事項をお読みください。

◆開園・営業時間

4月28日～11月30日
午前9:30～午後4:30

12月1日～4月27日
午前9:30～午後4:00

※5.6.10.11月、正月三ヶ日を除く木曜日は定休日となります。

ご注意　園内のバラには、手を触れないようお願いいたします。
また、立入禁止表示区域へは、入らないようにお願いいたします。

●本券で１回につき、河津町民に限り何名様でも入園できます。
●利用回数に制限はありません。
●本券の利用に際しては、入園ゲートにて、申込人の確認できるもの （住基カードや免許証等） の提示をお願いいたします。
●本券は、営業目的には使用できません。
●本券は、現金及び他の物品へのお引換えはできません。
●園内では、手入れ作業のため、予告なくご覧いただけない区域がありますのでご了承ください。
●園内及び敷地内での盗難、ケガなどの事故等には、当公園は一切の責任を負いかねますので、ご注意ください。
●園内での他のお客様への迷惑になる行為や施設・バラ等へ乱暴な行為をした場合は、退園していただく場合があります。
●園内は禁煙です。また、飲食物の持ち込みは、お断りいたします。
●園内で三脚を使用しての撮影は、許可制となっています。

※ 施設利用券は、河津町役場企画調整課・河津バガテル公園に用意してあります。

≪ 本券有効期間　令和２年４月１日～令和３年３月31日 ≫

ご注意　園内のバラには、手を触れないようお願いいたします。
また、立入禁止表示区域へは、入らないようにお願いいたします。

●本券で１回につき、河津町民に限り何名様でも入園できます。
●利用回数に制限はありません。
●本券の利用に際しては、入園ゲートにて、申込人の確認できるもの （住基カードや免許証等） の提示をお願いいたします。
●本券は、営業目的には使用できません。
●本券は、現金及び他の物品へのお引換えはできません。
●園内では、手入れ作業のため、予告なくご覧いただけない区域がありますのでご了承ください。
●園内及び敷地内での盗難、ケガなどの事故等には、当公園は一切の責任を負いかねますので、ご注意ください。
●園内での他のお客様への迷惑になる行為や施設・バラ等へ乱暴な行為をした場合は、退園していただく場合があります。
●園内は禁煙です。また、飲食物の持ち込みは、お断りいたします。
●園内で三脚を使用しての撮影は、許可制となっています。

※ 施設利用券は、河津町役場企画調整課・河津バガテル公園に用意してあります。

≪ 本券有効期間　令和２年４月１日～令和３年３月31日 ≫

ご注意　園内のバラには、手を触れないようお願いいたします。
また、立入禁止表示区域へは、入らないようにお願いいたします。

●本券で１回につき、河津町民に限り何名様でも入園できます。
●利用回数に制限はありません。
●本券の利用に際しては、入園ゲートにて、申込人の確認できるもの （住基カードや免許証等） の提示をお願いいたします。
●本券は、営業目的には使用できません。
●本券は、現金及び他の物品へのお引換えはできません。
●園内では、手入れ作業のため、予告なくご覧いただけない区域がありますのでご了承ください。
●園内及び敷地内での盗難、ケガなどの事故等には、当公園は一切の責任を負いかねますので、ご注意ください。
●園内での他のお客様への迷惑になる行為や施設・バラ等へ乱暴な行為をした場合は、退園していただく場合があります。
●園内は禁煙です。また、飲食物の持ち込みは、お断りいたします。
●園内で三脚を使用しての撮影は、許可制となっています。

※ 施設利用券は、河津町役場企画調整課・河津バガテル公園に用意してあります。

≪ 本券有効期間　令和２年４月１日～令和３年３月31日 ≫

ご注意　園内のバラには、手を触れないようお願いいたします。
また、立入禁止表示区域へは、入らないようにお願いいたします。

●本券で１回につき、河津町民に限り何名様でも入園できます。
●利用回数に制限はありません。
●本券の利用に際しては、入園ゲートにて、申込人の確認できるもの （住基カードや免許証等） の提示をお願いいたします。
●本券は、営業目的には使用できません。
●本券は、現金及び他の物品へのお引換えはできません。
●園内では、手入れ作業のため、予告なくご覧いただけない区域がありますのでご了承ください。
●園内及び敷地内での盗難、ケガなどの事故等には、当公園は一切の責任を負いかねますので、ご注意ください。
●園内での他のお客様への迷惑になる行為や施設・バラ等へ乱暴な行為をした場合は、退園していただく場合があります。
●園内は禁煙です。また、飲食物の持ち込みは、お断りいたします。
●園内で三脚を使用しての撮影は、許可制となっています。

※ 施設利用券は、河津町役場企画調整課・河津バガテル公園に用意してあります。

≪ 本券有効期間　令和２年４月１日～令和３年３月31日 ≫

回覧

令和２年４月８日

町　民　各　位

日本赤十字社河津分区長

令和２年度日赤活動への協力について（依頼）

日頃より、赤十字事業にご理解とご協力を頂きありがとうございます。

さて、本年も５月を中心に赤十字思想の普及と赤十字会員増進運動を実施することとなりました。

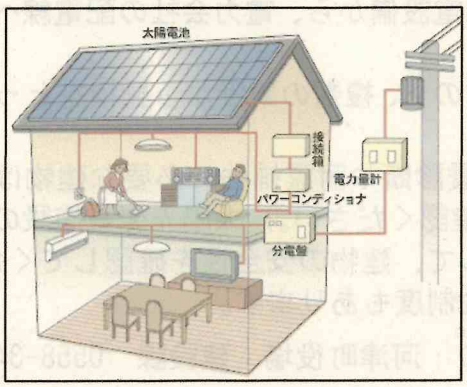
つきましては、赤十字事業の果たす役割をご理解いただき、１世帯５００円以上の会費にご協力頂きますようお願い申し上げます。

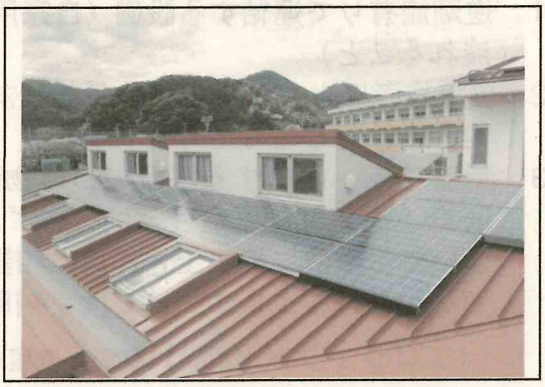
問合せ先
河津町役場健康福祉課
電話　３４－１９３７

回 覧

住宅用太陽光発電システム設置補助金募集について（令和2年度）

河津町では、「環境に優しいまちづくり」を推進し地球温暖化防止を実現するため、住宅用太陽光発電システムを設置する個人の方に補助金を交付する制度を実施しています。





◆ **対象となる方**　河津町内に住所を有し、自ら居住する住宅（店舗兼用住宅を含み、賃貸住宅は除く。）にシステムを設置する個人の方
河津町内で発電システム付き住宅を新築し、その住宅に転入される方

◆ **対象システム**　当該年度に設置される未使用のもので、最大出力が 10kw 未満の設備

◆ **補助対象工事費**　太陽電池、架台、接続箱、直流側開閉器、インバーター保護装置、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計、配線・配線器具の購入・据付、設置工事に関する費用

◆ **補助の限度額**　１件あたり 1kw・5 万円として最高 4kw・20 万円を限度

◆ **申 込 み 申 請**　申請は設置者本人が行なってください。業者等の代理申請は受け付けません。

◆ **申請にあたっての注意事項**

1．補助金交付申請は、着工前に行ってください。
2．着工は補助金交付決定通知を受けた日以降からとなります。なお、5 ヶ月以内に着工し、工事着工届を 5 ヶ月以内に提出する必要があります。
3．申請者本人及びご家族の納税状況について確認させていただきます。
4．着工より新築で 6 ヶ月、既築で 3 ヶ月以内に工事を完了、または当該年度の 3 月 10 日までに完了する必要があります。
5．3 月 10 日までに完了しない場合、補助金は受けられません。

6．設置完了後、当該年度の3月15日までに実績報告書を提出してください。
7．補助金交付額確定の前に、確認検査を行います。
8．　設置年度の次年度から3年間発電量などの定期報告が義務付けられます。なお、定期報告書が提出されない場合には、補助金を返還していただく場合があります。
9．太陽光発電システムを途中で処分する場合は、承認申請が必要となります。その場合、補助金を返還していただくことがあります。（耐用年数15年）

◆　設置にあたっての注意事項

1．逆潮流有りで連結する設備（自家用発電設備から、電力会社の配電線へ電力が流れること）
2．設置業者により工事費に差がありますので、複数の業者から見積をとって十分内容を検討してみてください。
3．既存住宅へ設置する場合で、建物耐震診断や耐震補強の必要な建物は（昭和56年5月以前の木造住宅は、必ずご確認ください。）太陽光発電施設の設置について、事前に建築士さん等に相談して、建物の安全性を確認してください。別途耐震補強工事については、補助金制度もあります。
（プロジェクトTOUKAI(東海・倒壊)-O(ゼロ)：河津町役場　建設課　0558-34-1952）

◆　申請書

河津町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱は、河津町ホームページに掲載しています。(http：//www.town.kawazu.shizuoka.jp/)

（お問合せ先）　河津町役場　企画調整課　企画調整係
電話　0558-34-1924

法務省からのお知らせです

生きる力 支える力

再犯をなくせば地域はもっと豊かになる

「幸福（しあわせ）の黄色い羽根」は、
犯罪や非行のない
幸福で明るい社会を
願うシンボルです。



安全・安心な地域を作るためには、罪を償い再出発しようとしている人たちを地域で支える「**更生保護**」が重要です。彼ら・彼女らが、支援を受けられずに再犯や再非行を重ねることがないよう、様々な立場から見守り、更生を支援する「**更生保護ボランティア**」の活動にご理解をいただき、**力**をお貸しください。

法務省ホームページへ
リンクします。

ご存知ですか？罪を償い再出発しようとしても、様々な困難が待ち受けているということを。

再出発しようとする人たちの現状を見てみると・・・

仕事がない　再犯時に約7割※は無職



居場所がない　再犯時に約2割※は住所不定



※刑務所等入所者に関するデータ

犯罪や非行からの

再出発を支える地域の5つの仕組み

① 相談できる人がいる

保護司

犯罪や非行により「保護観察」を受けることになった人の生活を見守り、様々な相談にのったり、指導をしたりしています。犯罪を予防するための地域活動などにも取り組んでいます。

② 帰る場所がある

更生保護施設

刑務所等を出た後、帰る場所がない人たちに宿泊場所や食事を提供し、自立に向けた生活指導を行う民間の施設です。

③ 働く場所がある

協力雇用主

犯罪・非行歴のため仕事に就くことが難しい人たちを、その事情を理解した上で雇用し、立ち直りを支援する事業者です。

④ 先輩・友人がいる

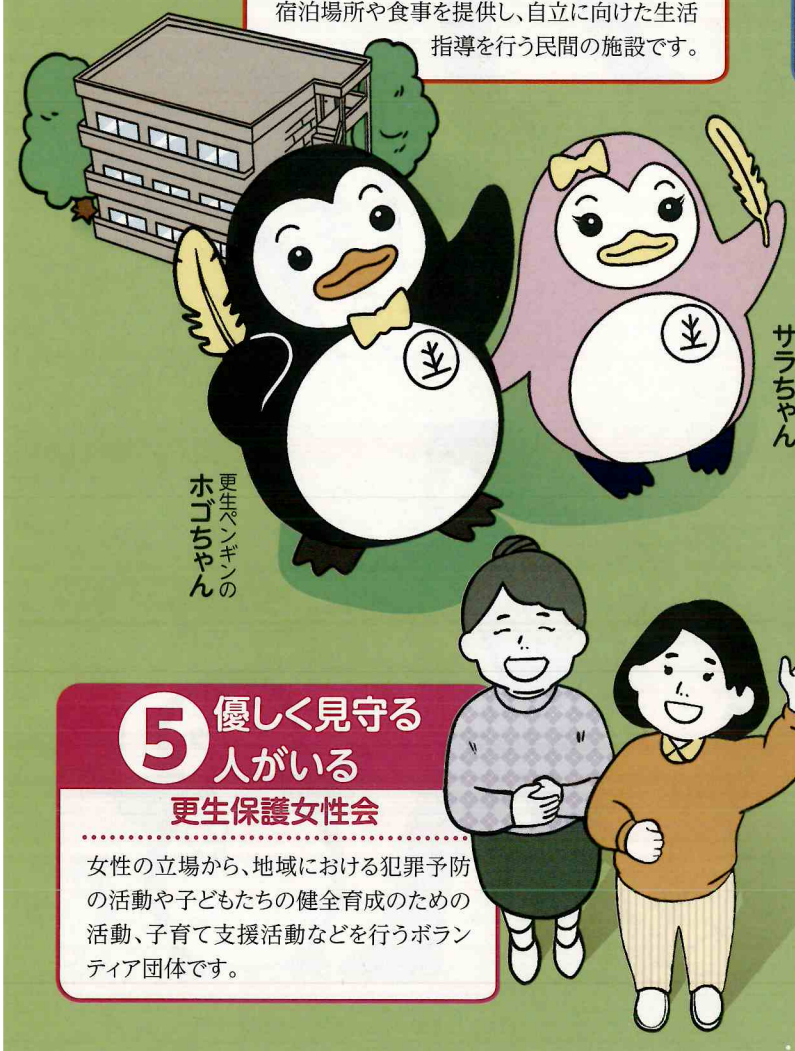
BBS会

様々な問題を抱える少年に、兄や姉のように身近な立場で接することで、少年の成長を助ける青年ボランティア団体です。

⑤ 優しく見守る人がいる

更生保護女性会

女性の立場から、地域における犯罪予防の活動や子どもたちの健全育成のための活動、子育て支援活動などを行うボランティア団体です。



“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした人の改善更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

毎年7月は、“社会を明るくする運動”の強調月間及び再犯防止啓発月間です。



お問い合わせは
お近くの保護観察所まで

法務省保護局
公式ツイッター

法務省YouTube
チャンネル

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

回　覧

令和２年度河津町社会福祉協議会
会員加入並びに会費納入のお願い

町民の皆様には、平素より本会の活動にご理解ご協力を頂き感謝申し上げます。

さて、本会では誰もが安心して暮らせる地域社会づくりの実現のために、高齢者、障害児者、一人親家庭等の福祉向上、並びに児童青少年の健全育成のための活動をはじめ、ボランティアの育成・援助、その他介護保険サービス事業等にも取り組んでおります。

今後も、関係機関・団体と連携し、活動を進めてまいりますので、上記の趣旨をご理解いただき、一人でも多くの方が会員になっていただけるようご協力をお願い申し上げます。

会員には下記のとおり「普通会員」、「特別会員」の２種類があり、ご加入にあたって会費をご負担して頂くことになります。これは、自主財源の確保と共に、皆様が地域の福祉を支える一員となり、様々な福祉活動を資金面で援助して頂くという意味をも持っております。どうぞ会員加入へのご理解ご協力をお願い申し上げます。

記

◎普通会員（世帯・団体等）　会費１口（年額）　３００円

◎特別会員（個人・団体等）　会費１口（年額）　２,０００円

令和２年４月

河津町社会福祉協議会
会長　菊池利定

回　覧

令和２年４月１５日

自衛隊協力会員　　様

河津町自衛隊協力会長

令和２年度会費の納入について(依頼)

日頃より、自衛隊協力会の事業にご理解とご協力を頂きありがとうございます。

さて、昨年度は多数の世帯より、自衛隊協力会費納入のご協力を頂きまして、静岡音楽祭などの自衛隊主催イベントへの見学会実施や、防災訓練など隊員激励に支出させていただきました。

本年度につきましても、１世帯３００円の自衛隊協力会費の納入にご理解とご協力を頂きますようお願い申し上げます。

つづける力をください。

明治22年に日本赤十字社静岡委員部を創設して以来、130年目を迎えることができました。
長きにわたり、いのちを救う活動を継続できたのは、赤十字の活動をご支援いただくみなさまのおかげです。
今後も赤十字の活動にご協力をお願いいたします。

災害救護活動



災害時にいち早く救護班などを派遣し、救護活動を実施。そのために訓練・研修を通じた人材育成、機材整備、救援品備蓄などを行い、常に災害に備えています。

赤十字講習



苦しんでいる人を救いたいという思いに基づき、健康で安全な生活を送る具体的な知識と技術を身につけることを目的に各種講習を行います。

赤十字ボランティア



赤十字の活動はボランティアのみなさんに支えられています。各種奉仕団があり、災害時だけでなく、日常生活においても特技や技術を活かし、地域で活動しています。

国際活動



世界的ネットワークを活かして、紛争や自然災害による被災地への緊急支援、中長期的な復興支援を行うための職員派遣や事業を行います。

医療事業・看護師養成



大切ないのちを救うため、救急医療や地域に根ざした医療を行います。そのために必要な赤十字精神をもつ看護師を養成します。

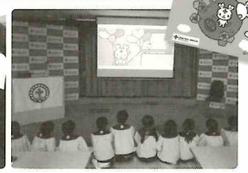
血液事業



病気やけがの治療などで輸血を必要とする人々を救うため、安全な血液製剤を24時間体制で医療機関へお届けします。

青少年赤十字



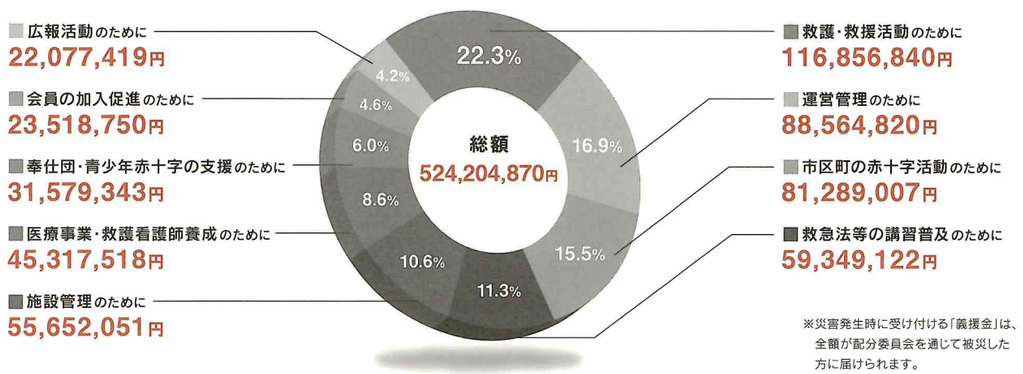




幼稚園から高等学校までの教育現場で、自ら「気づき、考え、実行」できる学びの機会を提供します。そして、より多くの人に赤十字を知ってもらうために取り組んでいるのが、学校などで使える教材づくり。令和元年10月に、県内すべての公立図書館などへ、絵本「ハートラちゃんのおはなし」を寄贈しました。

活動資金の用途

平成30年度にみなさまからお寄せいただいた活動資金は、
下記のとおり活用させていただきました。ご協力ありがとうございました。



※災害発生時に受け付ける「義援金」は、全額が配分委員会を通じて被災した方に届けられます。

赤十字についてのお問い合わせは、各市区町の赤十字担当窓口または日本赤十字社静岡県支部へお寄せください。事業内容については、下記ホームページをご覧ください。

http://www.shizuoka.jrc.or.jp　日本赤十字社静岡県支部　検索

令和２年度

赤十字活動資金募集のお願い

日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

赤十字の活動は、
みなさまのご理解とご協力による
資金によって支えられています。

日本赤十字社の活動資金は年間を通して募集しておりますが、毎年５月は、1901年に第１回ノーベル平和賞を受賞した赤十字創始者アンリー・デュナンの生誕日５月８日にちなみ、赤十字思想を広めるための赤十字運動月間としています。

日本赤十字社静岡県支部では、自治会・町内会や赤十字奉仕団のみなさまのご支援をいただいて、活動資金のご協力をお願いしています。

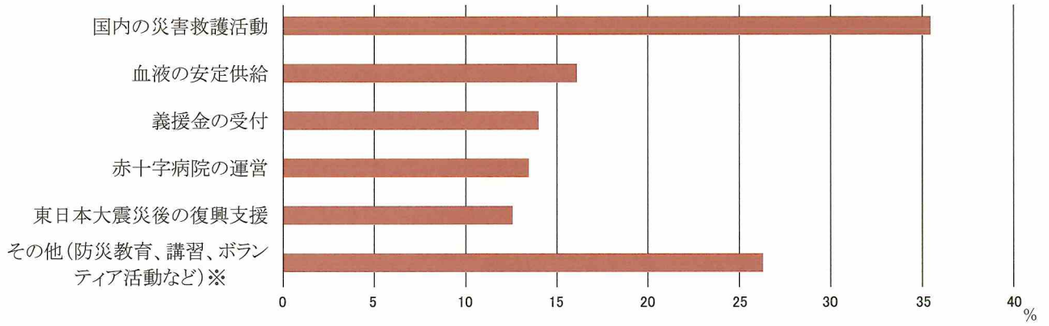
日本赤十字社静岡県支部
〒420-0853 静岡市葵区追手町４４－１７
TEL　054-252-8131

「赤十字」とは、人間のいのちと健康、尊厳を守ることを使命とした団体です。

赤十字事業は、災害救護にはじまり、病院経営や献血など、多岐にわたります。

しかし、その使命はひとつ、「苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、いかなる状況下でも、人間のいのちと健康、尊厳を守る」ことにあります。

日本赤十字社の活動に期待すること



※災害に備える防災・減災教育や救急法などの講習、赤十字奉仕団などのボランティア活動、子どもたちの「助け合う」気持ちや行動を育む青少年赤十字活動、国際救護・支援などの活動

グラフ：インターネットを利用した全国の15～79歳の男女1万人を対象に調査（複数回答有）

日本赤十字社静岡県支部における活動資金のつかいみちの一例

■災害に備える：災害救援品



県内で発生する火災、風水害や地震による被災者に配付するために毛布、緊急セットなどの災害救援品を備蓄しています。

■被災者を支える：災害救護活動



令和元年台風第19号で特に大きな被害を受けた長野県に、日本赤十字社静岡県支部からこころのケア班などを派遣しました。

■地域の安全・安心に応える：身近な赤十字活動（命を救う講習の普及や地域における炊き出しの普及）



若年層を対象に赤十字BLS（一次救命処置）入門講座を開催しています。



地域の炊き出しを普及する炊き出しリーダーを養成するための講習を行っています。

活動資金募集の方法

地区分区（各市区町の赤十字窓口）、協賛委員（自治会・町内会等）や赤十字奉仕団のみなさまにお力添えをいただき、赤十字活動資金の募集をお願いしております。

なお、募集方法は以下の方式を参考とし、地域の事情に合わせた取り組みにより、広くみなさまからのご支援をいただけますようお願い申し上げます。

【戸別訪問方式】

自治会・町内会の役員の方や赤十字奉仕団員が各世帯を訪問し、活動資金を募集する方法で、基本的な募集方式です。

【封筒納入方式】

自治会・町内会を通じて「会費・寄付金納入袋（封筒）」を配付して活動資金を募集する方法です。封筒の記入欄に納入者ご本人が氏名、金額、住所等をご記入いただいています（寄付金は匿名でもかまいません）

【自治会一括方式】

自治会・町内会の年間経費の中に、活動資金を組み入れる方法や、自治会・町内会費等と併せて一括で活動資金を募集する方法です。これらの方式による場合は、自治会・町内会の総会等でご了承をいただくようお願いいたします。

活動資金募集についてのQ＆A

Q. 自治会・町内会が日本赤十字社や共同募金会等への寄付金を自治会・町内会費に上乗せして集めるのは違法だという判決があると聞いたが、自治会・町内会で赤十字の活動資金を集めることは違法ではないのですか？

A. 自治会・町内会が赤十字の活動資金募集に協力することは問題ありません。この判決では、自治会・町内会が、募金や寄付金の集金にあたり、自治会・町内会費の増額に応じないという理由で自治会・町内会からの脱退を強要することが違法とされました。

Q. なぜ自治会・町内会が活動資金募集に協力しなければならないのですか？

A. 赤十字は、地域福祉やボランティア活動など地域に根ざした活動を行っています。また、災害が発生すると、自治体や地域住民の方々と協力して救護活動を展開するなど、赤十字の活動は地域と密接なかかわりを有しています。このような活動の資金を地域の方々にお願いするにあたり、市区町や自治会・町内会の方々にご協力をお願いしています。

Q. なぜ活動資金は毎年納めなければならないのですか？

A. 赤十字の事業は、災害時の救護活動など人命に直接かかわる仕事が中心になっています。救護用機材の整備や医師、看護師などの救護員の訓練をはじめ、被災した方々に配付する毛布、日用品等の災害救援品の備蓄には毎年安定した資金が必要となりますので、継続してご協力をお願いしています。

つづける力をください。

明治22年に日本赤十字社静岡委員部を創設して以来、130年目を迎えることができました。
長きにわたり、いのちを救う活動を継続できたのは、赤十字の活動をご支援いただくみなさまのおかげです。
今後も赤十字の活動にご協力をお願いいたします。

災害救護活動 ＋ 赤十字講習 ＋ 赤十字ボランティア ＋ 国際活動



災害時にいち早く救護班などを派遣し、救護活動を実施。そのために訓練・研修を通じた人材育成、機材整備、救援品備蓄などを行い、常に災害に備えています。



苦しんでいる人を救いたいという思いに基づき、健康で安全な生活を送る具体的な知識と技術を身につけることを目的に各種講習を行います。



赤十字の活動はボランティアのみなさんに支えられています。各種奉仕団があり、災害時だけでなく、日常生活においても特技や技術を活かし、地域で活動しています。



世界的ネットワークを活かして、紛争や自然災害による被災地への緊急支援、中長期的な復興支援を行うための職員派遣や事業を行います。

医療事業・看護師養成 ＋ 血液事業 ＋ 青少年赤十字



大切ないのちを救うため、救急医療や地域に根ざした医療を行います。そのために必要な赤十字精神をもつ看護師を養成します。



病気やけがの治療などで輸血を必要とする人々を救うため、安全な血液製剤を24時間体制で医療機関へお届けします。

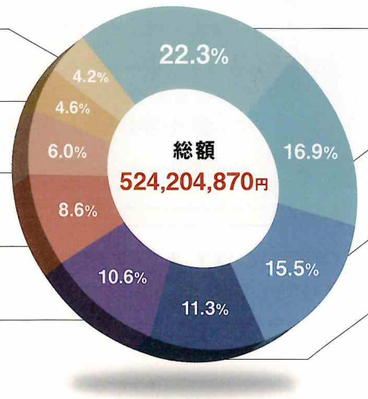


幼稚園から高等学校までの教育現場で、自ら「気づき、考え、実行」できる学びの機会を提供します。そして、より多くの人に赤十字を知ってもらうために取り組んでいるのが、学校などで使える教材づくり。令和元年10月に、県内すべての公立図書館などへ、絵本「ハートラちゃんのおはなし」を寄贈しました。



活動資金の用途

平成30年度にみなさまからお寄せいただいた活動資金は、
下記のとおり活用させていただきました。ご協力ありがとうございました。



- 広報活動のために **22,077,419円**
- 会員の加入促進のために **23,518,750円**
- 奉仕団・青少年赤十字の支援のために **31,579,343円**
- 医療事業・救護看護師養成のために **45,317,518円**
- 施設管理のために **55,652,051円**
- 救護・救援活動のために **116,856,840円**
- 運営管理のために **88,564,820円**
- 市区町の赤十字活動のために **81,289,007円**
- 救急法等の講習普及のために **59,349,122円**

※災害発生時に受け付ける「義援金」は、全額が配分委員会を通じて被災した方に届けられます。

日本赤十字社 静岡県支部
Japanese Red Cross Society
〒420-0853 静岡市葵区追手町44-17
TEL 054-252-8131 http://www.shizuoka.jrc.or.jp

この印刷物は、みなさまからいただいた資金で作っています。

災害は、すぐそこで起こっている。



日本赤十字社長野県支部で活動する災害医療コーディネートチーム（静岡赤十字病院）

日本赤十字社静岡県支部へのご協力、ありがとうございます。みなさまからの大切な活動資金は、いのちを救うために使われています。

その寄付で、守れる「いのち」がある。その寄付で、備える「ちから」ができる。

災害救護

いつどこで起こるかわからない災害への対応



令和元年台風第19号 災害救護活動

10月12日に伊豆半島に上陸した「令和元年台風第19号」は、静岡県内をはじめ、全国各地に大きな被害をもたらしました。日本赤十字社静岡県支部では、直ちに県内の被災状況の確認に努めたところ、県内の医療機関は機能しており、救護班などの派遣を要する医療ニーズはありませんでした。一方で、浸水などにより被災されたみなさまには、各市区町を通じて「災害救援品」をお届けするとともに、義援金の受付を実施。この義援金につきましては、大変多くのみなさまからご協力をいただきました。本当にありがとうございました。また、特に大きな被害を受けた長野県に、こころのケア班などを派遣しました。

静岡県支部の具体的な取り組み

災害救援品の備蓄と配付

静岡県支部では、毛布・緊急セット・タオルセット・下着セットなどの救援品を県内各地に備蓄しており、台風第19号の際にも被災されたみなさまにお届けすることができました。



静岡市地区本部清水地区へ災害救援品を届ける様子

こころのケア班などを派遣

台風第19号の被災地には、全国の日赤各支部から救護班やこころのケア班などを派遣しました。静岡県支部も、長野県支部の要請を受け、静岡赤十字病院から災害医療コーディネートチーム※を、また、浜松赤十字病院からこころのケア班を派遣。こころのケア要員は、長野市内の避難所で地元の関係機関と連携しながら、被災者へのこころのケア活動を行いました。



※被災地の保健医療ニーズを把握し、救護班の活動などに関して、医療の専門的観点から災害対策本部などでの調整を担う。

もし、静岡県で地震などの大規模災害が起きたら…

日本赤十字社では、全国規模での救護活動に対応する体制を整えています。静岡県内はもちろん、本社及び他県からも救護班などが派遣され、救護活動にあたります。

減災

いつどこで起こるかわからない災害への備え



そのとき被害を最小限に減らすためには、一人ひとりの「備え」が必要です。
赤十字のセミナーなどを活用してみませんか？

自治会・町内会で

☑ 赤十字減災セミナー

静岡県支部では、災害による被害を減らすための知識や技術を学べる「赤十字減災セミナー」を開催しています。自治会・町内会など団体での申し込みが可能です。身近なものを使ったけがの手当や避難所で役立つ「毛布を使ったガウン（90分コースの場合）」などの方法が学べます。



☑ 炊き出し出張講座

自治会・町内会からの「炊き出しを学びたい」という声に応えるため、平成29年度から地域赤十字奉仕団員が中心となって、自治会・町内会を訪問し、包装食袋を使った炊き出しの知識や技術を広めています。



学校で

【防災教育MENU】一例



- 「赤十字減災セミナー」
  災害時の食について学ぶ
- 「炊き出し」
  一次救命処置※を学ぶ ※心肺蘇生とAEDを用いた除細動など
- 「赤十字BLS入門講座」
- 「防災コミュニケーションワークショップ」

近年、学校での「防災教育」のニーズが高まっています。未来を担う子どもたちに、自然災害の正しい知識を伝え、自分や仲間のいのちを守る力を備えてもらうことを目的に取り組んでいます。地域赤十字奉仕団員や赤十字救急法指導員などのボランティアが中心となり、子どもたちに防災や減災の大切さを伝えています。

みなさまからお寄せいただく赤十字活動資金によって、
セミナーや講習に必要な器材の整備や、町内や学校などに派遣するボランティアの育成を行っています。

みなさまのご支援が、町内や学校での減災の取り組みを支えています。

回　覧

受ける前に必ず申請を！

国民健康保険　令和２年度人間ドック受診費用の助成について

河津町では、河津町国民健康保険に加入している方を対象に人間ドック受診費用の一部助成を行っています。

人間ドックを受診される方は、ぜひご利用ください。

必ず、人間ドックを受ける前に申請してください。人間ドック受診後の申請は出来ません。



＊補助が受けられる方

（人間ドック受診日に①～⑤　全てに該当する方）

① 満 30 歳以上 75 歳未満の河津町国民健康保険被保険者
② 河津町国民健康保険に継続して１年以上加入している方
③ 国民健康保険税の未納がない世帯の方
④ 河津町で行う「きっかけ健診」「特定健診」を受診していない方
⑤ 受診結果を河津町に提供していただける方

＊助成額　１０，０００円

（自己負担額が 10,000 円未満の場合は自己負担額となります。）

＊申請の流れ

①病院へ予約　→　②申請　→　③役場から受診券交付　→　④人間ドック受診
→　⑤助成金の申請　→　⑥助成金の交付

＊申請に必要なもの　　国民健康保険証、印鑑

★★一部の医療機関で受診すると助成金の申請が簡略化されます★★

平成 29 年度から、人間ドック受診のときに受診券を提出することで、あらかじめ健診費用から助成金額分を差し引いた金額での支払いとなります。そのため、助成金の申請のため役場に来庁する必要がなくなります。

医療機関名	所在地	電話番号
伊豆今井浜病院	河津町見高 178 番地	0558-34-1123
下田メディカルセンター	下田市六丁目 4 番 10 号	0558-25-2525

令和 2 年 4 月

問い合わせ　　河津町健康福祉課　保険年金係
TEL：３４－１９３７

回覧

新型コロナウイルス感染症に関する町営バス（逆川線）休校日運行のお知らせ！

新型コロナウイルス感染症対策として、町内の小・中学校が臨時休校となるため、町営バス（逆川線）は下記の日程のとおり、通常運行から休校日運行へ切り替えて運行いたします。

～町営バス（逆川線）～

・休校日運行（町内小・中学校臨時休校期間）

令和2年4月9日（木）から令和2年4月22日（水）まで

※令和2年4月23日（木）以降の運行については、通常運行日としますが、今後の情勢によって変更となる可能性がありますので、よろしくお願いします。

お問い合わせ先：河津町役場　企画調整課　0558－34－1924

※裏面　時刻表

河津町　町営バス　逆川線　時刻表

◆逆川　⇒　河津駅《上り》

バス停留所	1便	2便	3便	4便	5便
逆川	6:20	運行なし	9:00	運行なし	17:30
下出前	6:22		9:02		17:32
だいろ前	6:24		9:04		17:34
普門院入口	6:25		9:05		17:35
広尾口	6:26		9:06		17:36
峰山	6:27		9:07		17:37
上峰入口	6:30		9:10		17:40
河津バガテル公園入口	6:31		9:11		17:41
河津中	6:35		9:15		17:45
さくら幼稚園	6:40		9:20		17:50
河津駅	6:42		9:22		17:52

◆河津駅　⇒　逆川《下り》

バス停留所	1便	2便	3便	4便
河津駅	9:30	運行なし	17:00	18:00
さくら幼稚園	9:32		17:02	18:02
河津中	9:37		17:07	18:07
河津バガテル公園入口	9:41		17:11	18:11
上峰入口	9:42		17:12	18:12
峰山	9:45		17:15	18:15
広尾口	9:46		17:16	18:16
普門院入口	9:47		17:17	18:17
だいろ前	9:48		17:18	18:18
下出前	9:50		17:20	18:20
逆川	9:52		17:22	18:22

※月～金曜日運行
（土日・祝日・年末年始
12月29日～翌1月3日
運休）

※■は、幼稚園・
小学校休校日　運休

◆逆川　⇒　西小　《上り》

バス停留所	1便
逆川	運行なし
下出前	
だいろ前	
普門院入口	
広尾口	
峰山	
上峰入口	
河津バガテル公園入口	
西小	

◆西小　⇒　逆川　《下り》

バス停留所	1便	2便	3便
西小	運行なし		
河津バガテル公園入口			
上峰入口			
峰山			
広尾口			
普門院入口			
だいろ前			
下出前			
逆川			

天候・交通状況等により遅延・運休が発生する場合がありますのでご了承ください。

檜っ子

河津町立西小学校
令和2年4月7日発行

学校教育目標　ひのきのようにのびる子　～根を張り 葉を広げ 未来を拓く～
重点目標　ホップ・ステップ・ジャンプ
～基礎基本を身に付けた子・高め合う子・挑戦する子～
河津三美運動　美しい言葉　美しい挨拶　美しいふるまい

4月

ホップ・ステップ・ジャンプ

校長　竹内　信子

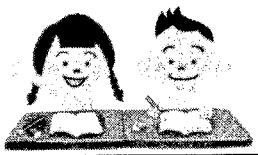
コロナウイルス感染防止対策のため臨時休校が長引くのではないかと不安でしたが、予定通りの日程で入学式、始業式を行うことができ、ほっと胸をなで下ろしています。しかし、文科省から出されたコロナウイルスガイドラインでは様々な感染症対策についての取組が示されていますので、それに従って十分注意しながら授業を進めていきたいと思います。ただ、これまで通りのやり方で行事等を実施することは難しい状況です。行事の中止や延期を余儀なくされることもありますが、子供たちの健康を第一に考えて対応していきたいと思います。保護者の皆様にもご協力をお願いすることが多くなりますが、どうぞご協力をお願い致します。

さて、いよいよ今年度から新学習指導要領が全面実施されます。本校では昨年度末に、全職員で本校児童に付けたい力を洗い出し、今年度の重点目標を以下のように決めました。これから授業や様々な活動を通してこの３つの力を身に付けていけるよう手立てを工夫して努力していきたいと思います。

また、子供の姿をできるだけ具体的に皆様にお伝えしていくことを心掛けるとともに、皆様の声もしっかり受け止めていくように努めてまいります。どうぞ、今年度もよろしくお願い致します。

今年度の重点目標　**「ホップ・ステップ・ジャンプ」**
～基礎基本を身に付けた子・高め合う子・挑戦する子～

ホップ・・・・基礎基本を身に付けた子（学習の基礎基本）
ステップ・・・高め合う子（対話力＝かかわり合いながら追究する力）
ジャンプ・・・挑戦する子（主体性）



●コロナウイルス感染症対策のお願い
①発熱等の風邪の症状がみられる児童については自宅で休養をお願いします
②毎日マスクをして登校させてください。
＊マスクはガーゼマスク、手作りマスクでもいいです。
＊毎日、使用したマスクと給食ナプキンを持ち帰りますので洗濯をお願いします。
③十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心掛けてください。

●今後の予定
①授業参観、懇談会・・・　中止（学級便りで学級経営方針についてお伝えします）
②PTA総会・・・・・・・中止（書面決議という形にします）
③PTA常任委員会・・・・予定通りの時間で実施します（１２：４０～）
④遠足・・・・・・・・・・　バスを使用しない方法で実施します。
場所を笹原公園に変更し、1年生を迎える会と結団式を兼ねます。
⑤家庭訪問・・・・予定通り、玄関先で１０分程度の訪問を致します。
⑥運動会・・・・・９月２６日（土）に変更します。

4月の行事予定

日	曜	行事等	給
7	火	入学式・始業式	×
8	水	発育測定（低）　集団下校 13:45	○
9	木	発育測定（高）　委員会活動 １年生給食開始	○
１０	金	地区集会　１年生交通教室	○
１１	土		
１２	日		
１３	月	代表委員会	○
１４	火	しゃくなげ（任命） 知能検査（2.5 年）	○
１５	水	集団下校 13:45	○
１６	木		○
１７	金	PTA 常任委員会 12:40	○
１８	土		
１９	日		
２０	月		○
２１	火	尿検査	○
２２	水	集団下校 13:45	弁
２３	木	集団下校 13:45（6 校時カット）	○
２４	金		○
２５	土		
２６	日		
２７	月	家庭訪問(特別日課)1.3 年 12：45　2.4.5.6 年 13：45	○
２８	火	家庭訪問(特別日課)1.3 年 12：45　2.4.5.6 年 13：45	○
２９	水	昭和の日	
３０	木	遠足・１年生を迎える会	弁

５月の主な行事予定

１日（金）遠足予備日(弁当の日)
７日（木）委員会活動
８日（金）しゃくなげ
11日（月）代表委員会
12日（火）児童集会
13日（水）ＰＴＡ常任委員会
14日（木）交通安全教室
15日（金）尿検査(2次)
22日（金）歯科検診(6校時カット)
※運動会は9月26日(土)に延期します
予備日は9月27日(日)です





～お世話になりました～

臼井千文教諭　鈴清加奈子教諭　湯川　望事務職員
退職　　稲取小へ　　韮山中へ

※在任中は大変お世話になりました。この場をお借りして、お礼申し上げます。



～よろしくお願いします～

飯田　千織　教諭（伊東南小より）

伊東市立南小学校より参りました。今年度は5年生を担任します。おにごっこなど外で遊ぶこと、絵や字をかくことが好きです。自然豊かな西小学校で過ごすことがとても楽しみです。よろしくお願いいたします。

稲葉　和子　事務職員（白浜小より）

下田市立白浜小学校から来ました。事務のいなばよりこです。見高入谷から通います。河津町で働けることがとてもうれしいです。西小の事を色々教えてください。よろしくお願いいたします。

令和２年度《河津町立西小学校職員》

竹内　信子(校　　長)	髙橋　　淳(教　　頭)	
長谷川　瞳(１年担任)	但馬　靖彦(教務主任・2年担任)	土屋　晃子(３年担任)
寺田　祐基(４年担任)	飯田　千織(５年担任)	奥矢　倫知(６年担任)
稲葉　和子(事務主任)	増田菜美香(養護主任)	秋永　峰代(支 援 員)
岩井　茂美(用 務 員)	稲葉　公彦(非 常 勤)	土屋　知美(非 常 勤)
髙橋　　藍(Ｓ　Ｃ)	正田　晃浩(Ａ Ｌ Ｔ)	沢地シェリー(Ａ Ｌ Ｔ)
板垣　　保(Ｓ Ｓ Ｓ)		

お願い

日頃より、西小の教育活動にご支援ご協力ありがとうございます。本校では、学校便り、学級便り等で子どもの写真を使用しています。事情があり、使用することについて同意出来ない場合は、担任を通して学校にご一報ください。写真やデータなどは、教育活動においてのみ使用し、他の目的に使用することはありません。今後も個人情報の適切保護に努めて参ります。

また、新型コロナウイルスによる感染拡大防止のため、上記行事等を予定通りに行えないことも考えられます。ご理解ご協力をお願いいたします。

緑の募金運動

郷土の森林づくり、緑化を推進します



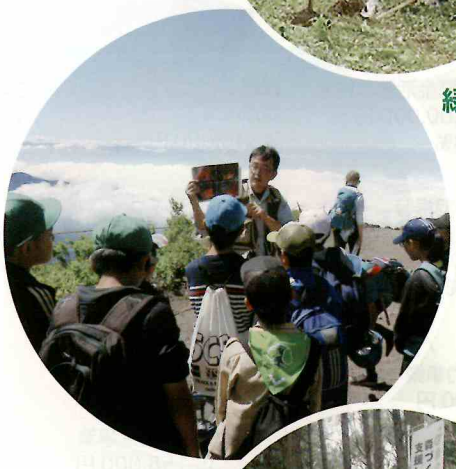
令和２年用 国土緑化運動・育樹運動ポスター原画コンクール県知事賞
静岡北高等学校　後藤 真衣子さんの作品



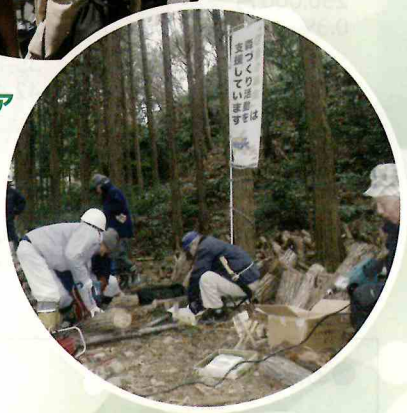
緑の募金活動



学校林の活用を推進



緑の少年団の育成



森林ボランティア活動の支援

「緑の募金」にご協力ください。

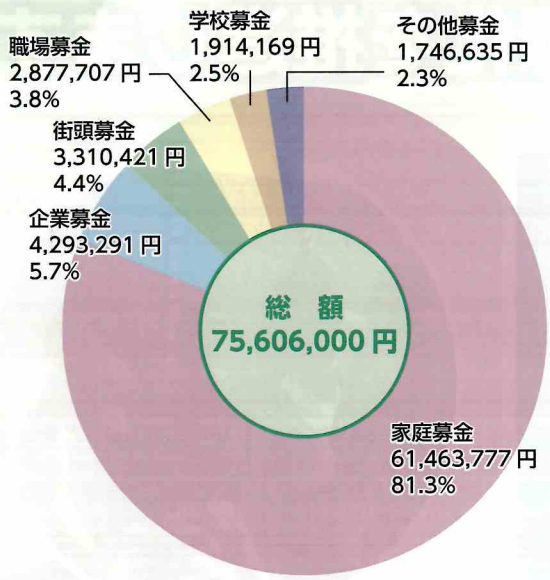
緑の募金期間

令和２年 3月15日▶5月31日

令和２年 9月1日▶10月31日

「緑の募金」のご報告

令和元年度「緑の募金」の実績



募金の趣旨

「緑の募金」は「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」（平成７年法律第 88 号）に基づく寄附金です。

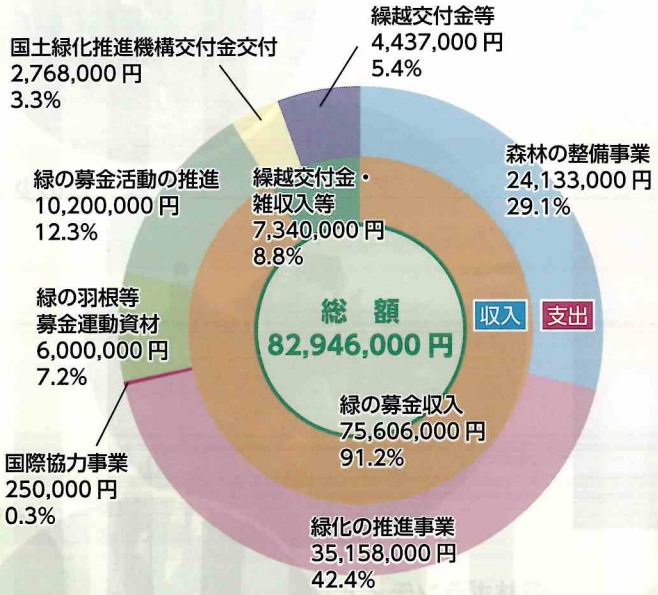
森林は、水を蓄え、土砂の流出を防ぎ、二酸化炭素を吸収し、地球温暖化を防止してくれます。また、私たちのまわりの緑は心にやすらぎを与えてくれます。

「緑の募金」はこのように大切な森林や緑を、市民の皆様の力で守り育てる取組みに役立てています。



（令和２年１月現在）

令和元年度「緑の募金」の使い道



募金の使途

緑の募金の使い道は、公平性、透明性を確保するため、学識経験者等で構成される緑の募金運営委員会で審議しています。

森林の整備事業
- 市民や森林ボランティア団体の活動を支援しています
- 学校林を活用して、子供達の森林環境教育を推進します

緑化の推進事業
- 緑の少年団が行う緑化活動を支援します
- 緑化行事や、緑化絵画コンクール等を開催します

緑の募金の資材
- 緑の羽根や緑の募金運動のチラシ等を作成します

緑の募金の推進
- HP等により森林や緑に関する情報を発信します

公益財団法人 静岡県グリーンバンク

〒420-0853 静岡県静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館7階
Tel: **054-273-6987** Fax: **054-255-6495**
URL: http://www.greenbank.or.jp

●お問い合わせ先

ふじのくに 森の町内会 間伐に寄与する紙

公益財団法人　静岡県グリーンバンクは静岡県の豊かな森林づくりをサポートしています。この『ふじのくに森の町内会』の紙には、林地に捨てられる間伐材を資源として活用する費用の不足分が含まれています

※表面もご覧ください　発行年月：令和２年２月

下田地区保護司会会報

伊豆海



題字・伊豆海　永田文明







河津桜

下田地区保護司会　新会長挨拶

会長就任にあたって

下田地区保護司会会長　杉村　忠



この度、改元という歴史的な節目の年に、会長という重責を担うことになりました。本会の礎を築いてこられた澤村久右衛門初代会長（昭和28年）から13代目に当たる伝統のある保護司会長の任が務まるか不安の中にありますが、会員の皆様方、理事・更女の皆様方のご支援・ご協力を切にお願い申し上げます。

さて、私共下田地区は、犯罪・非行の少ない地域として誇れる地区であります。過疎化で人口減少の地域性もあるでしょうが、支え助け合う絆の強さ、また幼いころから恵まれた自然環境の中から得る様々な体験が、正義感、道徳観を育む故と信じています。

ところで、昨年度末に静岡保護観察所、下田市（福祉事務所、産業振興課）の絶大なるご協力により、稲梓基幹集落センターに下田地区更生保護サポートセンターを開設することができました。このサポートセンターは保護司、保護司会が地域の関係機関・団体と連携しながら更生保護活動を行うための拠点です。ここでは、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っています。今後は保護司を始めとする更生保護ボランティアの会合や社会貢献活動、社会を明るくする運動、その他更生保護活動に関する情報提供の場としても活用してまいります。

終わりに、本会にとって更生保護女性会との連携は不可欠であります。今後とも更生保護活動はもとより、安心・安全に暮らせる地域づくりへのお力添えをお願いいたします。また、静岡保護観察所、市福祉事務所、関係機関の皆様方には変わらぬご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げ会長就任の挨拶と致します。

令和元年度下田地区保護司会　総会

新元号が令和となった記念すべき第６６回下田地区保護司会総会が、５月８日下田市民文化会館大会議室において開催された。

「保護司信条」朗読、進士会長挨拶のあと、静岡保護観察所長代理大倉保護観察官をはじめ多くの方々にご祝辞を賜った。

引き続き議事に入り、昨年度の事業・決算報告、本年度の事業計画・予算案が承認された。今年度の事業計画は引き続き社明運動と学校との連携、犯罪予防活動の推進、処遇支援活動及び協力組織との連携、地区活動の組織化と支部活動等の充実化を図ることとした。

また、進士薫輝会長は任期満了により退任し、杉村　忠副会長が新会長に承認された。杉村新会長から就任あいさつと退任保護司への謝辞があり閉会された。



来賓



保護司を退任される
進士薫輝、石井育代氏

第66回静岡県厚生保護大会　御殿場

令和元年１１月２０日(水)御殿場市民会館において、更生保護制度施行７０周年記念　第６６回静岡県更生保護大会が開催された。

我が国の更生保護制度は、昭和２４年に犯罪者予防更生法が制定され、現在の保護観察に関する基本的な制度が確立された。その後も更生保護の充実強化が図られる中、更生保護事業者の尽力と地域社会の理解・協力のもと発展を遂げてきた。この度、県下の更生保護事業関係者が一堂に会し、士気の高揚を図るとともに、静岡県の更生保護の一層の充実と発展を期そうとするものである。また、叙勲や功労者への表彰状伝達も行われた。





陸上自衛隊音楽隊による演奏



藍綬褒章表彰
澤城勲生　氏



法務大臣表彰
漆田修　氏

下田地区保護司会　顕彰者紹介

◎平成３０年秋の藍綬褒章
　澤城　勲生（下田支部）

◎法務大臣　表彰
　森田　勝政（東伊豆支部）
　漆田　修（南伊豆支部）

◎全国保護司連盟理事長表彰
　冨田　衛（東伊豆支部）
　杉村　忠（下田支部）

◎関東地方更生保護委員会委員長表彰
　井手　伸二（南伊豆支部）
　小林　達雄（河津支部）

◎関東地方保護司連盟会長表彰
　野田　安廣（河津支部）
　稲岡　孝宣（東伊豆支部）

◎第６９回社会を明るくする運動
　静岡県推進委員会委員長　感謝状
　稲取仏教会

◎静岡保護観察所長表彰
　進士　司（下田支部）
　今村　海昭（東伊豆支部）
　宮川　栄済（下田支部）
　矢田部泰子（下田支部）

◎静岡県保護観察所長　感謝状
　厚生保護女性会員　高橋　久恵

◎静岡県保護司会連合会長表彰
　竹河十九巳（南伊豆支部）
　高寺　輝行（下田支部）
　増田　興世（下田支部）
　山岸　徹（下田支部）

下田地区保護司会の活動に感謝します



静岡保護観察所長　浦野　浩昭

下田地区保護司会におかれては、杉村忠会長のリーダーシップのもと、地域の安寧のため、保護観察や犯罪予防等において素晴らしい活動を展開して頂いていますこと、誠に有り難うございます。また、保護区を構成する下田市、河津町、東伊豆町、南伊豆町の役所・役場の皆様、地域の関係団体の皆様の温かい御理解、御支援に深く感謝申し上げます。

さて、犯罪をした人や非行がある少年が更生するためには、もちろん本人が真摯に反省することが欠かせません。しかし、同時に、更生を促す環境作りも非常に重要であると近時改めて考えられるようになってきています。高齢であってこれまで福祉的支援に結び付いていなかったことが犯罪の背景にある人等には医療や福祉について、働ける人には就労について支援をしていくことが大切です。

こうしたことから、平成28年にいわゆる「再犯防止推進法」が定められました。これにより、再犯を防ぐ環境作りに向け、国に続き令和元年度中に静岡県も再犯防止推進計画が策定されることになっています。令和２年度には、是非下田保護区の４市町村においても再犯防止推進計画を策定していただければ幸甚です。さらなる地域社会の安寧のため、同計画策定を通じて身近な市町で再犯防止の取り組みを一層進めていただければと存じます。保護司会におかれては、地域の防犯ボランティアの中核を担う団体として、その経験を活かした計画を策定していただくよう進んで各市町に計画策定を働きかけていただくことをお願いします。地域の支援ネットワークを市町が応援していただけるような計画を定めていただければ、保護司の皆様がより充実した処遇を、ネットワークを活用して、迷わず、負担を少なく進めていただけるようになるものと思っています。どうぞ御理解と御支援をお願いいたします。

下田地区保護司会更生保護女性会視察研修

令和元年度の下田地区保護司会視察研修は10月31日～11月１日にかけ保護司会員・下田地区更生保護女性会員合わせて25名の参加を得て「法務省資料展示室」、「東京地方裁判所」の２か所で実施した。

「法務省資料展示室」は、法務省赤レンゲ館３階に位置し、我が国の司法と建築の近代化に関する資料を展示しています。ここでは著名な事件資料や、お雇い外国人の貢献に関する資料などそれぞれに歴史の重みを感じる見学でした。

「東京地方裁判所」は、千代田区にある日本の地方裁判所の一つで東京都を管轄しています。略称は「東京地裁」です。庁舎には金属探知機ゲートを通過し、手荷物検査を受けないと中に入れません。裁判傍聴にはその日の事件の開廷表が備えてありこの中から審理時間に合わせて傍聴が可能でした。傍聴人数の都合から覚せい剤所持や相続に関する法廷などを数グループに分けて傍聴し、貴重な体験となりました。



法務省資料展示室



法務省旧本館赤レンガ棟

この他に豊洲市場や東京スカイツリーを見学しました。今回の視察研修は東京都内にまとまっていたので時間的な余裕からゆっくりと実施することができました。

保護司と学校の連携　－稲取中学校－

この集会は保護司の役割や日頃の活動を生徒達に理解して頂くことを目的として、管内１市３町の中学校で会場を変え開催しています。

本年は東伊豆町立稲取中学校において３年生51人を対象に「スマホ・携帯安全教室」を教材に、東伊豆町教育委員会、下田警察署、東伊豆町青少年育成会、東伊豆町人権擁護委員、稲取中学校PTA、ＮＴＴドコモなどの協力を得て12月16日に実施しました。



本集会では、インターネットが生活必需品となりつつある今日、いくつかの行為を犯罪と知らずにネット上で行ったり投稿したりという行為が悪用され、詐欺や犯罪の手段とされているケースの実例をビデオ鑑賞し、生徒達がネット上の犯罪被害に遭わないための対処法を学びました。生徒達も盛んにうなずくなど大いに教訓になったと思われます。

犯罪や非行のない誰でも笑顔で過ごせる地域づくりは、地域に暮らす全員の願いであり、一人ひとりの願いでもあります。

第69回　社会を明るくする運動



「社会を明るくする運動」は、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人達の立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない社会を築こうとする運動です。

下田地区保護司会では7月1日に下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町の各所において各地区推進委員会の方々と町内広報や街頭キャンペーンを実施しました。

これに合わせて、小・中学生を対象に作文コンテストが実施され、620作品が寄せられました。各学校で多くの取り組みをして頂いた先生方に心より感謝申し上げます。

応募作品の中から、南伊豆町立南上小学校5年の菊池志優君が見事、県校長会長賞を受章され、12月11日に同校で表彰状の伝達が行われました。

次年度も同様の事業を計画しておりますので、よろしくご協力をお願いします。



東伊豆町
マックスバリュー前



伊豆急河津駅にて



伊豆急蓮台寺駅にて



南伊豆町教育委員会へ
社明作文の依頼

【静岡県校長会会長賞】

あいさつがきっかけに

南伊豆町立南上小学校　五年
菊池　志優

ぼくは四年生の時に地区のあいさつリーダーになった。あいさつリーダーとは、地区で毎日登下校するとき、その地区の誰よりも進んであいさつをしてみんなを引っ張る役目だ。あいさつリーダーは、顔見知りの人にはもちろんのこと、全く知らない人にもあいさつをしなければならない。自ら進んであいさつリーダーになったが、知らない人に自分から声をかけることは、正直ぼくには勇気のいることだった。はずかしかったからだ。

あいさつリーダーとしてはじめて登校する日、前から人が歩いて来ると、とてもどきどきしていた。「ぼくがあいさつしたら返してくれるだろうか。」と、いろいろ考えてしまった。結局、あいさつする声が小さかったり、ときにはあいさつできずに通り過ぎたりすることもあった。自分からあいさつできたこともあったが、顔見知りの人のときだけだった。これではあいさつリーダーになった意味がないと思った。

ある日、母に、「家族や友だち、近所の人にするのは当たり前だけど、でかけた先でもあいさつをすることは大事だよ。」と言われた。

確かに母は、知っている人にも知らない人にも笑顔であいさつをしているのをよく見る。その様子を見てぼくは、「何でこんなにあいさつをするんだろう。」と不思議に思ったことがある。

母は、「あいさつすると気持ちいいし、相手も同じ気持ちになる。それに知らない人にあいさつをすることは犯罪を防ぐことにもなるんだって」と話してくれた。

「あいさつで犯罪が防げる？」と、ぼくはおどろいた。

ある日、テレビを見ているとえらい人が母が言ったことと同じ事を話していた。空き巣に入ろうと家を物色していた人が、近くを歩いていた人からあいさつをされ、空き巣に入ることができなかったらしい。知らない人が全員悪い人とは限らないが、犯罪を防ぐことができると知り、改めてあいさつの強さと、意味を知ることができた気がした。ぼくのあいさつに対するはずかしさがなくなった。

それからは、近所で会った人や顔見知りでない人にも、進んであいさつをすることができた。相手の人も、笑顔で返してくれた。「若い子からあいさつしてもらえると、元気が出るよ。ありがとう」と言ってもらった。

ぼくはうれしかったし、その日一日が気持ちよく過ごせた。もし、犯罪をしようとする人に、ぐうぜんあいさつをしたとしたら、ぼくと同じように心の変化があるだろうか。そうなってくれたらうれしい。たとえ、小さな行動でも、ぼくだけでなく、まわりの人たちに当たり前のように根付いてくれたら、少しずつでも何かしらの犯罪が防げるかもしれない。

だからぼくは、これからもあいさつが持つたくさんの意味をしっかりと考えながら過ごしていきたいと思う。



県校長会長賞を受賞した
菊池志優君

更生保護女性会

更生保護制度施行70周年記念全国大会に参加して

下田地区更生保護女性会会長　松濤瑞枝

令和元年10月７日、東京国際フォーラムで開かれた「更生保護制度施行70周年記念全国大会」に出席しました。当日は天皇皇后両陛下の御親臨を仰ぎ、安倍総理、並びに三権の長の列席の元、全国から参加した５千人の関係者で会場は一杯の人でした。天皇陛下はおことばで「献身的に更生保護を支えてきた多くの関係者の努力に深く敬意を表します」などと私達関係者をねぎらってくださいました。厳かで優しい天皇陛下の声と、皇后雅子さまの美しい笑顔が印象的でした。

また、大会の最後に元衆議院議員の谷垣禎一さんが電動車いすをご自身で操作され、「…安全で安心な誰一人取り残さない社会の実現に寄与していくことを誓います」と迫力ある大きな声で宣言された時、深い感動を覚え胸が熱くなりました。そしてこの節目の年に、更生保護活動に携わっていることの幸せをつくづくと感じた一日でした。



松濤会長

第34回定期総会開催

平成31年度　第34回定期総会を４月24日、下田市民文化会館で開催しました。本年度の事業計画や、予算を決めたあと、元下田北高校長、渡辺紘先生の講話「山頭火の妻」を聴きました。



渡辺紘先生

少年の家奉仕活動

令和元年５月27日、静岡市にある更生保護施設「少年の家」の奉仕活動に出かけました。

少年の家は、刑を受け、出所後の社会復帰を助けるための施設です。下田市のバスで保護司２名、下田市職員３名、更女の会員17人の22人で出かけ、食事作り、施設内清掃、屋外作業と別れて行ないました。



令和元年度静岡県厚生保護女性連盟新会員研修会開催

令和元年７月30日、新会員研修会が、10年ぶりに下田市で開催されました。当日は東部地区で新たに更生保護女性会員になった45名と静岡保護観察所職員、県連盟役員、そして下田地区の更女会員がスタッフとして参加し、総勢96名の大きな研修会になりました。

研修会は、講話や、グループ討議などで研鑽しました。参加者の感想には「講話を聴き、人の繋がりの大切さや、社会を明るくしていこうという考えに共感した。みんなで協力して頑張っていきたい」などの前向きなものが多くありました。この研修で学び、さらに自分磨きをやって頂けたらと感じました。



静岡刑務所矯正展について

令和元年10月27日、静岡刑務所矯正展に参加しました。

秋晴れの静岡刑務所のアトラクション広場では、和太鼓の音が響いています。県立駿河総合高校の和太鼓部の演奏です。

構内では、全国の刑務所で製作された、伝統家具から小さなストラップまで様々な生活用品が売られています。私達、更生保護女性会はお茶会や、手作り品の販売をしています。お茶会では、美味しい抹茶と和菓子でほっとする時間を提供しています。430枚用意したお茶券は、ほぼ完売しました。地域の皆さんが大勢来場し、構内が人々であふれていることに、人のつながりを改めて感じました。

（松濤）



更生保護女性会各地の活動報告



河津支部　西小学校
元気いっぱいにこにこまつり



東伊豆支部
「健康ふれあい広場」で
子供たちと交流



下田支部
小型のサッカーボール作りです。
月に1回子育て支援センターに
参加する折に使用します。



南伊豆支部
南伊豆認定こども園の
年長児35名と一緒に
14日団子を作りました。
ウバメガシの枝に
色とりどりの団子を飾り、
みんなで団子も頂きました。

令和元年度 下田地区保護司会 定例研修会

刑の一部の執行猶予制度　～薬物依存からの回復のために～

講師　静岡保護観察所長　浦野浩昭

これまで、刑の言い渡しの選択肢としては、刑期全部の実刑か刑期全部の執行猶予かのいずれかしかありませんでした。

刑の一部の執行猶予制度とは、裁判所が３年以下の刑期の懲役・禁錮を言い渡す際にその刑の一部を実刑とし、残りの期間について１～５年間、その執行を猶予することができる制度で平成28年６月から施行されています。

これにより、刑事施設で行われる施設内処遇に引き続き、これまでの仮釈放の期間と比較して長期間、社会内において処遇を実施することにより、犯罪者の再犯を防止し、その改善更生を図ることを目的としたものです。

この制度は当初から、主な対象として薬物事犯者を想定していたこともあり、現在、この制度に基づく判決を受けた者の９割以上が薬物事犯者となっています。薬物使用等の罪を犯した人については、薬物法に基づき、初入者以外のいわゆる「累犯者」であっても、刑の一部の執行猶予の言い渡しをすることができ、この場合は猶予の期間中、必ず保護観察に付されます。

今回の研修では本制度の概要や薬物依存からの回復のために、担当保護司として必要な関わり方等について学びました。

更生保護活動のご支援をお願いします。

本年も、「犯罪のない明るい社会」を目標とする更生保護事業への暖かいご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

保護司の職務が円滑に活動でき、更生保護や犯罪予防活動等への助成など、資金援助のための(財)静岡県更生保護協会が寄付金を募っています。

ぜひ、協会会員となりご支援ください。

「特別賛助会員」年　１０，０００円以上
「賛助会員」　年　５，０００円以上
「一般会員」　年　１，０００円以上

※更生保護法人に対する寄付は税額控除の対象になります。

【連絡先】下田市福祉事務所

追悼

冨田　衛　様をしのんで

冨田様への昨年11月末の電話が最後の会話となりました。自主研修会の実施日の相談をしたところ、「自分は、今入院中なのでもう少し待ってほしい。退院後、実施日を確定しましょう。」という返事でした。少し弱々しい声が気になりましたが、そのわずか11日後の12月11日の訃報の知らせに接するとは信じられませんでした。最後まで、保護司として研修会のことを考えていた姿に敬服いたしました。

冨田様は平成17年7月に保護司を委嘱され、約14年間の長きにわたり保護司活動に貢献されました。令和元年10月には、「全国保護司会70周年記念大会」において、天皇陛下ご臨席のもと、「全国保護司連盟会長表彰」を受章されました。下田地区保護司会の副会長として、また、研修部長として尽力されました。定例研修会や自主研修会の推進など温厚な人柄と軽妙な語り口で、運営の中心になり推進してくださいました。また、毎年秋に実施する研修視察の企画立案を中心になり行ってくださいました。昨年秋の東京方面への研修視察で取り仕切っていた元気な姿が目に浮かびます。研修会の折りには、今まで対応した保護観察対象者への苦労を話され、保護司活動について大変勉強になりました。また、東伊豆町の支部長として、行政及び関係機関との調整を行い会員をまとめてくださいました。

まだまだ語り尽くせぬ思いでいっぱいですが、冨田様の保護司活動の功績をたたえ、ご冥福をお祈りします。

合掌



平成28年12月1日
岐阜刑務所研修視察にて

研修部副部長　矢田部　泰子

伊豆海（いずみ）　第４号
令和２年４月
発行者　下田地区保護司会会長　杉村　忠
事務局　下田市福祉事務所
連絡先　０５５８－２２－２２１６

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	（単位：人）	令和元年度（年間見込）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み	38	42	42	41	35	31
	6年生	0	2	1	1	1	1
	5年生	4	2	3	3	3	3
	4年生	5	5	5	5	5	5
	3年生	7	4	5	5	5	4
	2年生	13	10	9	9	9	6
	1年生	9	19	19	18	12	12
	確保の内容		45 1箇所	45 1箇所	45 1箇所	45 1箇所	45 1箇所

妊婦健康診査事業	（単位：人／年）	令和元年度（年間見込）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み	395 (14回)	420 (14回)	434 (14回)	420 (14回)	434 (14回)	448 (14回)
	確保の内容	実施場所	妊婦が希望する産科医療機関				
		実施体制	医療機関との連携				
		検査項目	国が定める基本的な妊婦健康診査項目				
		実施時期	初　期～妊娠23週：4週間に1回 妊娠24週～35週：2週間に1回 妊娠36週～分　娩：1週間に1回				



6　分野別施策

【分野別施策1】地域における子育て支援の充実

子育てしやすい環境となるように、子育てに役に立つ情報や多様な保育サービスを提供するとともに、地域の子育てネットワークづくりを推進します 。また、子育て家庭の家計の負担を軽減するために、医療費などの経済的負担の軽減や相談事業の充実を図ります。

（1）子育てに関する情報・相談体制の充実
（2）子育て支援の人材・ネットワークづくりの推進
（3）子育て家庭への経済的支援

【分野別施策2】子育てにやさしい生活環境の整備

子育て家庭が仕事と子育てを両立することができるように、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けて、啓発・広報等を充実します。また、子どもが交通事故や犯罪に巻き込まれないよう、関係機関等との連携・協力のもと、安心・安全に子どもの育ちと子育てを支える環境を整備します。

（1）職業生活と家庭生活との両立の支援
（2）子どもの安全対策の推進



【分野別施策3】きめ細かな取り組みを必要とする子どもと家庭への支援

ひとり親家庭への総合的な自立支援の推進、障がい児対策の充実、子どもの人権教育の啓発普及活動や相談体制の充実、子どもへの虐待防止対策等のきめ細かな支援や適切な指導を、関係機関等と連携しながら総合的に進めていきます。

（1）児童虐待防止対策の充実
（2）ひとり親家庭等への自立支援の推進
（3）障がいのある児童等への支援



第2期 河津町子ども・子育て支援事業計画　概要版（令和2年度～6年度）

令和2年3月

編　集・発　行：河津町役場　健康福祉課
住　　所：〒413-0595　静岡県賀茂郡河津町田中212-2
電　　話：0558-34-1937　／　ＦＡＸ：0558-34-1811

第２期 河津町子ども・子育て支援事業計画 概要版

1　計画策定の背景と趣旨



我が国の合計特殊出生率は昭和 42 年（1967 年）以降減少傾向で、平成元年（1989 年）にはそれまで最低水準であった丙午の年の昭和 41 年（1966 年）の 1.58 を下回る 1.57 を記録し、直近の平成 30 年（2018 年）では 1.42 と、人口を維持するために必要な水準である 2.07 を大きく下回っている状況が続いています。

国では、少子高齢化や子育てをめぐる課題に対し、平成 22 年（2010 年）に「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を始め、平成 24 年（2012 年）には、幼稚園、保育所（園）、認定こども園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園制度の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連３法」が制定されました。

本町においても、子ども・子育て新制度に合わせ、子ども・子育て支援法 第 61 条に定められた『河津町 子ども・子育て支援事業計画』を策定し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進め、地域全体で子育てに関わりを持ち、支え合いながら、子育て支援施策・事業の推進に努めてまいりました。

この計画は、令和２年３月で第１期の計画期間が終了することから、子育てに関わる町民の実態と意向、社会情勢等の変化を踏まえつつ、これまで行ってきた子育て施策や事業の方向性の確認と調整を行い、子ども子育て会議における話し合いを重ね、新たな課題に取り組むための『第２期 河津町子ども・子育て支援事業計画』を策定しました。



2　計画の期間

本計画の期間は、令和２年度～令和６年度の５年間です。また、５年を１期とされていることから、令和６年度中に第２期計画の見直しを行い、令和７年度を始期とする第３期計画の策定を予定しています。

3　計画の推進

本計画の推進にあたっては、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、保育園、幼稚園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。また、本計画を町民へ広く周知するとともに、各年度において計画の実施状況を把握し、その結果をその後の取り組みの改善や充実に反映させていきます。



4　計画の基本理念

子ども・子育て支援法の目的や子ども・子育て支援に関する基本的認識等を踏まえつつ、町の上位計画である『河津町第３期地域福祉計画』で掲げた基本理念の“みんなが支えあい、助けあい、一人ひとりが輝いて暮らせるまち”との整合性を保つため、“**支えあい、助けあい、みんなで育てるまちかわづ**”を基本理念とします。

本計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援法に規定される“幼児期の学校教育・保育の充実”及び“地域子ども・子育て支援事業の充実”を**【重点施策】**と位置づけ、さらに、第１期計画において掲げてきた各施策について、改めて**【分野別施策】**として整理し直し、基本目標と掲げて計画を策定し、施策・事業を推進していきます。



5　重点施策

本町では、教育・保育提供区域を、町内全域（１区域）に設定します。また、地域子ども・子育て支援事業についても、町内全域（１区域）に設定します。

（１）幼児期の学校教育・保育の充実

【教育事業】1号認定 2号認定（教育）	（単位：人）		令和元年度（年度末見込）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み（必要利用定員総数）		87	77	67	66	70	75
	確保の内容	1号認定		27	24	23	25	27
		2号認定（教育）		50	43	43	45	49
		特定教育・保育		160	160	160	160	160
		施設給付でない幼稚園		0	0	0	0	0
	１号認定の３～５歳児及び２号認定の３～５歳児のうち、保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分（幼稚園、認定こども園）							

【保育事業】2号認定（保育）	（単位：人）		令和元年度（年度末見込）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み（必要利用定員総数）		30	43	37	37	39	42
	確保の内容	特定教育・保育		27	27	27	27	27
		幼稚園＋預かり保育		20	20	20	20	20
		認可外保育施設		0	0	0	0	0
	２号認定の３～５歳児のうち、保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所（園）、認定こども園）							

【保育事業】3号認定（保育）＜1～2歳児＞	（単位：人）		令和元年度（年度末見込）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み（必要利用定員総数）		31	29	32	31	31	31
	確保の内容	特定教育・保育		18	18	18	18	18
		特定地域型保育		17	17	15	15	15
		認可外保育施設		0	0	0	0	0
	３号認定の１～２歳児のうち、保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所（園）、認定こども園）							

【保育事業】3号認定（保育）＜0歳児＞	（単位：人）		令和元年度（年度末見込）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み（必要利用定員総数）		3	5	5	5	5	5
	確保の内容	特定教育・保育		0	0	0	0	0
		特定地域型保育		3	3	5	5	5
		認可外保育施設		0	0	0	0	0
	３号認定の０歳児のうち、保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所（園）、認定こども園）							



（２）地域子ども・子育て支援事業の充実

利用者支援事業		令和元年度（箇所）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	確保の内容		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

地域子育て支援拠点事業	（単位：人）	令和元年度（年間見込）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み	3,800	4,000	4,330	4,120	4,160	4,200
	確保の内容		4,000 1箇所	4,330 1箇所	4,120 1箇所	4,160 1箇所	4,200 1箇所

一時預かり事業	（単位：人日／年）	令和元年度（年間見込）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①幼稚園における一時預かり	量の見込み	2,325	6,076	5,266	5,216	5,519	5,924
	確保の内容		6,076 1箇所	5,266 1箇所	5,216 1箇所	5,519 1箇所	5,924 1箇所
②その他（在園児対象型を除く）一時預かり	量の見込み	0	2,012	1,939	1,884	1,948	2,031
	確保の内容		0 0箇所	0 0箇所	1,884 1箇所	1,948 1箇所	2,031 1箇所

乳児全戸訪問事業	（単位：人／年）	令和元年度（年間見込）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み	34	30	31	30	31	32
	確保の内容	実施体制	保健師等				
		実施機関	役場 健康福祉課				

養育支援訪問事業	（単位：人／年）	令和元年度（年間見込）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み	5	4	5	4	5	5
	確保の内容	実施体制	保健師等				
		実施機関	役場 健康福祉課				

子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	（単位：人日／年）	令和元年度（年間見込）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み	0	0	0	0	0	0
	確保の内容		0	0	0	0	0

子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）	（単位：人日／年）	令和元年度（年間見込）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み	16	20	18	18	17	17
	確保の内容		20	18	18	17	17

延長保育事業（時間外保育事業）	（単位：人）	令和元年度（年間見込）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み	0	3	3	3	3	3
	確保の内容		0 1箇所	3 1箇所	3 1箇所	3 1箇所	3 1箇所

病児保育事業	（単位：人日／年）	令和元年度（年間見込）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み	0	299	288	280	289	302
	確保の内容		0 0箇所	0 0箇所	0 0箇所	0 0箇所	0 0箇所